

広島県告示第二百六十号

平成十五年広島県告示第二百九十九号（広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例に基づく重要港湾に係る地区で知事が別に定めるものの指定）の一部を次のように改正し、平成二十年三月十九日から施行する。

平成二十年三月十七日

広島県知事 藤田雄山

表広島港の項中「六七号」を「七五号」に改める。